



令和8年熊本地震に伴う被災地支援として人的支援を行います ～練馬区から被災自治体へ職員を派遣します～

練馬区では、令和8年熊本地震により大きな被害を受けた被災自治体を支援するため、東京都および特別区長会による広域支援（対口支援^{※1}）の一環として、熊本県熊本市に職員を派遣します。また、環境省の災害廃棄物処理支援員制度^{※2}に基づき、熊本県氷川町に職員を派遣します。

吉田区長は、「練馬区の代表として、安全に留意しながら被災地支援に当たってください。」と話し、派遣職員を激励しました。

【派遣の内容①】

- 派遣先自治体
熊本県熊本市
- 派遣期間
8月28日（金）から9月1日（火）
- 派遣業務および派遣人数
罹災証明書の発行業務 1名（事務職）



※1 対口支援

大規模な災害が発生したとき、被災した自治体と支援する側の自治体を1対1のペア（カウンターパート）にして、初動対応から復旧・復興までを継続的に支える制度。

【派遣の内容②】

- 派遣先自治体
熊本県氷川町
- 派遣期間
8月29日（土）から9月12日（土）
- 派遣業務
災害廃棄物処理に係るマネジメント業務（損壊家屋等の公費解体に係る業務）
2名（清掃職（清掃作業））



※2 災害廃棄物処理支援制度

災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメントの支援を行うことを目的に環境省が創設した制度。区は職員2名（清掃職（清掃作業））を本制度に登録している。

【問い合わせ】

被災地への職員派遣に関すること・・・・・・・・・・職員課 人事係 電話 03-5984-5763
被災地支援全般に関すること・・・・・・・・・・危機管理課 庶務係 電話 03-5984-2762
災害廃棄物処理に係る被災地支援に関すること・・・・清掃リサイクル課 管理係 電話 03-5984-1094